平成２３年（フ）第２９号
北海道野付郡別海町別海新栄町304番地
債務者　岩崎せい子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第３４号
栃木県足利市鹿島町418番地４　18号、前住所栃木県足利市鹿島町418番地４
債務者　毛木　正和
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第３６号
栃木県足利市五十部町1552番地　五十部西山団地４－41
債務者　黒田　達也
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第２２１号
愛知県安城市三河安城東町２丁目11番地４　パレス三宝412
債務者　藤田かおり
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月11日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２４４号
愛知県岡崎市藤川町字松本20番地２　エクセレント・サンＢ－211、従前の住所愛知県岡崎市藤川町字沖野々22番地　ハミング沖野々Ｂ－203
債務者　高田　幸一
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月11日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３６１８号
大阪市西成区千本中２丁目12番２号　風アパート３－１号
債務者　松井　新哉
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３号
栃木県大田原市城山２丁目９番24号　リバーサイド清水110号、前住所栃木県那須塩原市太夫塚４丁目219番地123
債務者　新井亜由美
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月28日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第２７７号
静岡県磐田市壱貫地126番地25
債務者　野中　　竜
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２８３号
静岡県浜松市浜北区平口930番地　市営法師軒団地Ｄ－102
債務者　藤本　充子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結

平成２２年（フ）第５６４号
栃木県那須郡那珂川町小川723番地
破産者　吉沢商販有限会社
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５６５号
栃木県那須郡那珂川町小川723番地
破産者　吉澤　通夫
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１６号
千葉県館山市那古1460番地の２
破産者　京葉総業有限会社
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第１６１号
最後の住所山梨県甲府市上石田３丁目14番１号
破産者　被相続人伊東貞治相続財産
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１３号
岡山県玉野市玉５丁目10番２号
破産者　脇田　絹惠
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７０６号
東京都町田市本町田2348番地１公社住宅ホ３－105
破産者　宮澤　恵一
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７６０号
東京都町田市木曽東１丁目12番47号
破産者　株式会社マチダ機器
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部